

入札説明書

件名

高分子凝集剤

仙台市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成31年2月8日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **高分子凝集剤** 83,400キログラム（予定）
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仙台市建設局南蒲生浄化センター
- (4) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「**工業薬品**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。
- 4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に

掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：一般競争入札参加申請書

(添付書類)なし

イ 提出期間：平成31年2月8日から平成31年3月1日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、平成31年3月1日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成31年3月15日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (3) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。
- ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。
<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>
- イ 提出期間：平成31年2月8日から平成31年2月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）
- ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
- エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。
- (2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。
- (3) 4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる申請書類等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載し

ているホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7-1 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
- ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
イ 提出期間：5(1)イと同じ。
ウ 提出場所：5(1)ウと同じ。
エ 提出方法：5(1)エと同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成31年3月11日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

7-2 「試験分析表」の提出（入札前）

- (1) 本入札の参加希望者は、別添仕様書の「15 提出書類 (1) 契約締結前」の規定に基づき、次に従い、「試験分析表」を提出しなければならない。なお、提出期限までに「試験分析表」を提出しない者は、上記5の手続きにより「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、失格となり、本入札に参加することができない。
- ア 提出書類：試験分析表（別添仕様書別紙3「試験分析表」。なお、事前に建設局南蒲生浄化センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
イ 提出期限：8(1)に示す入札日時（平成31年3月22日15時00分）の前まで。
　　入札のために入札室に入室した際の提出で可とする。ただし、郵便により入札書を提出する場合は、入札書送付用の封筒への同封とし、平成31年3月20日まで必着とする。また、建設局南蒲生浄化センターへの提出は、上記5の手続きを行なう前に行なう構わない。
ウ 提出場所：5(1)ウと同じ。
エ 提出方法：5(1)エと同じ。
- (2) 「試験分析表」についての詳細は、別添仕様書の記載を確認し、誤りのないようにすること。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成31年3月22日 15時00分
　　ただし、郵便による入札の受領期限は平成31年3月20日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
　　仙台市財政局財政部契約課入札室
　　ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。
　　なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関する職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名（高分子凝集剤）
 - イ 入札金額（1キログラム当たりの単価（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き））
 - ・ 1キログラム当たりの単価を入札書に記載すること。なお、単価には、消費税及び地方消費税相当額は加算しないこと。
 - ・ 契約は単価契約になるので、入札参加者又はその代理人はそのことに留意すること。なお、予定数量は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、予定数量に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。
郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示し

た受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望単価から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。なお、契約金額については、「17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い」を併せて参考すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならぬ。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したもの落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書

- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成31年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定は平成31年度予算が発効する平成31年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成31年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を一旦落札候補者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に係る本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者

又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになつたとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、事業実施の前年度に契約準備行為として行うものであり、落札の効果は平成31年度予算が発効する平成31年4月1日に生じる。ただし、当該調達にかかる平成31年度予算が成立しない場合は、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る契約単価に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者が消費税及び地方消費税の課税業者の場合の契約書別記に記載する契約単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、平成31年9月30日までに納品し支払を請求する金額には現行消費税率8%を加算し、平成31年10月1日以降に納品し支払を請求する金額には新消費税率10%を加算する。
- (2) 受注者が消費税及び地方消費税の免税業者の場合の契約書別記に記載する契約単価は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した単価の金額とする。
- (3) 後日、新たな経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されなかった場合等で、契約書別記記載の契約単価の変更が必要になった場合は、変更契約を行う。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

2 入札前に提出する書類

- 試験分析表（別添仕様書の別紙3。なお、事前に建設局南蒲生浄化センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。入札日時（平成31年3月22日15時00分）前までに提出。ただし、郵便により提出する場合は、入札書と同封し、平成31年3月20日までに必着とする。）

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。
写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(宛て先) 仙台市長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電話番号

物品等又は特定

役務の名称（件名）

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電話番号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

質 疑 応 答 書

件名

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

印

入札書

件名

入札金額

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を減じた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

様

会社（商店）名

入札者氏名

印

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

印

入札書

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 |

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を減じた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇〇

印

※支店長が入札を行う場合は、「支店長〇〇〇〇」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

印

入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

| 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 |

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を減じた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。
なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

〇〇 〇〇

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、平成 年 月 日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

樣

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 ○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

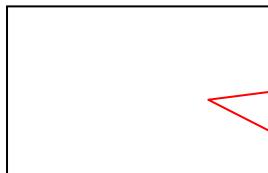
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件名 ○○○○○○○○ 業務委託

使 用 印 鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。
入札書にはこの印を押印すること。

(案)

印

単価契約書

契 約 番 号
第

1 物件の名称

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る

$\begin{cases} \text{課} \\ \text{免} \end{cases}$ 税業者 _____ を受注者とし、次のとおり
り単価契約を締結する。

2 単価・規格 別記内訳書記載のとおり

3 納入場所 発注者の指定する場所

4 契約保証金 免 除

5 契約期間 平成 年 月 日 から
年 月 日 まで

6 その他の事項 別記記載条項のとおり

平成 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏 名 仙 台 市

代表者 市 長

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総 則)

第1条 受注者は、表記の契約期間内において、発注者より表記物件の発注があった場合は、その発注された数量を発注者の指定する納入期限までに表記納入場所に納入しなければならない。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに検査調書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わぬことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に義務を履行しないときは、遅延物件の代金につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額を違約金として請求することができる。

(契約代金の支払い等)

第8条 受注者は、物件の引渡し後、別記の契約単価に基づき、第9条に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約代金の計算)

第9条 契約代金は、別記記載の方法により算出した額とする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約の履行にあたり検査員の指示に従わなかったとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、契約事項に違反したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合による解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第11条第1項の規定を準用する。

4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(損害賠償の予定)

第14条 受注者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税額が含まれた額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならぬ。ただし、同項第1号に相当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

(契約単価の改定)

第15条 表記契約期間内において経済情勢の変動等により契約単価が時価に比し著しく不適当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ契約単価を改定することができる。

(譲渡制限)

第16条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供することができない。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(補則)

第18条 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

【別記】契約単価及び契約代金等

(受注者が消費税及び地方消費税の課税業者の場合)

- 1 下記内訳書の単価には、消費税及び地方消費税額を **(含まない・含む)**。
- 2 契約代金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 単価に消費税及び地方消費税額を含まない場合

下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額（以下「品目別金額」という。）を算出し、各品目別金額を合計した金額に課税時点での消費税率を乗じて得た金額を加えた金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

(2) 単価に消費税及び地方消費税額を含む場合

下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額を算出し、各品目別金額を合計した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

(受注者が消費税及び地方消費税の免税業者の場合)

契約代金は、下記内訳書の品目ごとに単価に数量を乗じて得た金額を算出し、各品目別金額を合計した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

内 訳 書

| 品 名 | 規 格 | 单 位 | 单 価 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

高 分 子 凝 集 劑

Polymer flocculants (Cationic)

納 入 仕 様 書

仙台市建設局下水道事業部

南蒲生浄化センター

高分子凝集剤の納入は、単価契約書に定める事項のほか、この仕様書によるものとする。

1 品名

高分子凝集剤

2 添加対象物の概要と使用条件

- (1) 処理する汚泥は、固形物濃度2～4%程度の生汚泥と余剰汚泥の混合汚泥とする。

※ 別紙1「高分子凝集剤選定試験結果」参照

- (2) 高分子凝集剤は0.3%溶液で使用する。

3 納入品の規格

納入品は下記に示す規格を全て満たすこと。

- (1) カチオン系
- (2) 乾燥固形物あたり0.4%（年間平均）程度添加し、脱水ケーキ含水率76%程度（年間平均）の脱水効果が得られるもの。なお、この添加率は標準値であり、汚泥の性状変動に対応できる適正添加率の幅が広いものとする。
- (3) 分離液は水処理系に返流されるため、固形物回収に優れ、水処理に悪影響を及ぼさないものとする。
- (4) 当該薬品を添加して得られた脱水汚泥について、焼却・埋立を行った場合、当該薬品に起因して有害物質を発生しないものとする。

4 品質基準（測定方法は別紙2「物性試験の項目・内容及び、測定方法」による）

- (1) カチオン度：2.0meq/g～3.5meq/g
- (2) 水 分：8%以下
- (3) 灰 分：1%以下
- (4) 溶解速度：5g/1,000mL/60分以内
- (5) 形 状：顆粒状、100メッシュ以下の量が5%以下
- (6) 安息角：50度以下
- (7) 溶解粘度：高カチオン 40～80mPa・s

5 契約単価

契約単価には、納入に要する全ての費用を含むものとする。

6 納入場所

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第二

仙台市建設局南蒲生浄化センター 汚泥処理棟1階高分子凝集剤コンテナ室

TEL：022-（258）-1095

FAX：022-（258）-6889

7 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

8 使用目的

南蒲生浄化センターの汚泥処理過程で発生する濃縮汚泥の脱水を目的として使用する。

9 発注方法及び納入期日

発注は担当職員が受注者に対して納入期日の5日前までに、数量等を電話又はファクシミリ等により行う。また、発注後であっても納入期日の3日前までは担当職員は発注内容を変更することができ、受注者はそれに従わなければならない。

10 納入予定数量

契約期間を通じた納入予定数量は約83,400kgとする。ただし、納入予定数量は、南蒲生浄化センターにおける汚泥処理の状況及び、運転方法の変更等により変動する。この結果、契約期間中の納入数量が納入予定数量に満たなかった場合においても、契約期間満了日をもって納入を終了するものとし、不足分についての一切の補償は行わないものとする。

11 納入方法等

- (1) 受注者は、納入責任者及び納入車両を事前に届けること。
- (2) 受注者は、公的機関または計量法により定める計量士の検査に合格した計量器を使用し、公的機関の検査官または計量法に定める計量士が奥書した最新の計量器検査記録を初回納入開始前までに提出すること。
- (3) 納入時間は、特に指示がない限り、9時00分から16時00分までとする。
- (4) 納入は仙台市所有のコンテナ1台当たりに高分子凝集剤1,000kgいれた状態で、原則として1回あたり2台を納入すること。ただし、汚泥処理の状況等により1回あたり1台納入になる場合がある。高分子凝集剤コンテナの仕様は別紙4のとおり。
- (5) 受注者は、初回納入前に、初回納入用として空コンテナ2台を南蒲生浄化センターより搬出すること。
- (6) 受注者は、納入時、次回納入用として空コンテナ2台を南蒲生浄化センターより搬出すること。ただし、南蒲生浄化センターの運転状況により当日空コンテナが搬出できない場合は、後日搬出を認めることとする。

12 納入時の留意事項

- (1) 各種法令等を遵守するとともに、南蒲生浄化センターにおける他の業務に支障を及ぼさないようにすること。
- (2) 納入に際しては、担当職員の立会及び、受領証等に検印等を受けること。
- (3) 14(1)に定める計量証明書等及び、納品書を提出すること。

13 品質管理等

- (1) 受注者は高分子凝集剤の性状を理解し、保管・取扱などに十分注意すること。
- (2) 発注者が分析試験の必要有りと認めたときは、受注者は発注者が保管している試料を、発注者の指定する分析機関で試験を行うこと。
- (3) 発注者は契約後、受注者の製造工場において検査を行うことが出来る。
- (4) 発注者が行う品質検査により納入した高分子凝集剤が指定規格以外であることが判明した場合は、受注者は直ちに納入済の製品全量を指定規格のものと交換すること。
- (5) 受注者は、年度当初および必要に応じて汚泥サンプリング分析を行い、最適凝集剤の選定をすること。また、発注者と協議して必要に応じて実機試験を行うこと。
- (6) 受注者が新規の高分子凝集剤を選定あるいは使用しようとする場合、受注者は発注者と協議の上、発注者が指示する分析試験等を実施し、必要に応じて実機試験を行い、発注者の承諾を得ること。
- (7) 受注者は保管中の次回納品用コンテナについて、コンテナ外側に付着した高分子凝集剤などを取り除き、清潔に保つこと。

14 納入数量の確定及び、支払い方法

(1) 納入数量の確定方法

単価契約書第9条に定める数量は、次の通り確定するものとする。

受注者は納入時に、当該納入数量を示す計量証明書等を提出するものとし、担当職員は、提出された計量証明書等による納入数量を確認したうえで、納入数量を確定する。ただし、計量証明書等は計量法に基づくものでなければならない。

(2) 支払方法

単価契約書第8条に定める契約代金の支払い請求は、月ごとに行うものとし、受注者は月単位で計算した同第9条に定める契約代金の支払いの請求を翌月に行うものとする。

15 提出書類

(1) 契約締結前

入札参加者は納入予定の薬品について、入札前に別紙2「物性試験の項目・内容及び、測定方法」に基づき、別紙3「試験分析表」を作成する。この「試験分析表」は仙台市南蒲生浄化センターへ持参し、南蒲生浄化センター職員の確認印を受け、その「試験分析表」の原本を入札の際に契約課へ提出すること。

(2) 受注者は契約締結後速やかに下記の書類を提出すること。また、変更があった場合は速やかに提出すること。

ア 安全データシート (SDS)

イ 緊急連絡体制表

ウ 高分子凝集剤の適合性に関する分析証明書

発注者は3ヶ月毎に、仙台市南蒲生浄化センターの担当職員立会のもと、汚泥処理設備から脱水前の汚泥を採取し、高分子凝集剤の適合性について、分析専門機関による分析証明書を提出すること。なお、提出月は4、7、10、1月を予定とする。

エ 汚泥性状が変化した場合

汚泥性状が急激に変化した場合または高分子凝集剤が現状の汚泥に合わない場合と担当職員が判断した場合、臨時に汚泥を採取し分析を行い、分析表を提出すること。

16 その他

この仕様書に疑義があるとき及び、定めのない事項については、双方協議のうえ、決定すること。

以上

—高分子凝集剤選定試験結果—参考資料（平成30年10月の汚泥サンプリング試験データ）

表-1 供給汚泥の分析結果

| 分析項目 | 測定値 |
|--------------|--------|
| pH | 5.43 |
| TS(%) | 2.28 |
| SS(mg/L) | 20,300 |
| VTS(% - TS) | 87.9 |
| VSS(% - SS) | 91.9 |
| 粗浮遊物(%) | 31.6 |
| Mアルカリ度(mg/L) | 380 |

表-2 試験結果（机上脱水）

| 試験 薬品名 (仮称) | 薬品 添加率 (% - TS) | 1 凝集テスト | | 2 ヌッヂエ 試験 | | 3 簡易脱水試験 | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------|-----|--------------|--------------|---------------|
| | | フロック サイズ (小) ⇄ (大) 1 ⇄ 7 | フロック 硬さ (硬) ⇄ (軟) ○ ⇄ × | ろ液量(mL) | | ろ液 | | 脱水汚泥 |
| | | | | 10秒 | 30秒 | SS (mg/L) | SS回収率 (%) | ケーキ 含水率(%) |
| A-1 | 0.30 | 2 | △ | 52 | 60 | 503 | 97.5 | 76.4 |
| A-2 | 0.35 | 4 | △ | 54 | 60 | 421 | 98.9 | 75.9 |
| A-3 | 0.40 | 4 | ○ | 54 | 59 | 251 | 98.8 | 75.4 |
| A-4 | 0.45 | 5 | ○ | 58 | 63 | 152 | 99.3 | 75.8 |
| A-5 | 0.50 | 5 | ○ | 61 | 65 | 126 | 99.4 | 76.5 |
| B-1 | 0.30 | 2 | △ | 51 | 58 | 600 | 97.1 | 76.9 |
| B-2 | 0.35 | 3 | △ | 56 | 63 | 358 | 98.2 | 76.4 |
| B-3 | 0.40 | 4 | △ | 57 | 63 | 194 | 99.0 | 75.8 |
| B-4 | 0.45 | 5 | ○ | 57 | 61 | 124 | 99.4 | 75.6 |
| B-5 | 0.50 | 5 | △ | 59 | 64 | 127 | 99.4 | 76.9 |
| C-1 | 0.30 | 3 | △ | 51 | 60 | 591 | 97.1 | 77.1 |
| C-2 | 0.35 | 4 | ○ | 52 | 59 | 456 | 97.8 | 76.4 |
| C-3 | 0.40 | 5 | ○ | 56 | 61 | 219 | 98.9 | 75.7 |
| C-4 | 0.45 | 5 | ○ | 57 | 61 | 119 | 99.4 | 75.5 |
| C-5 | 0.50 | 5 | △ | 58 | 64 | 123 | 99.4 | 76.9 |

試験方法

1 凝集テスト

- (1) 汚泥 100mL を 300mL ピーカーに採取し、予め濃度 0.3% に調整した高分子凝集剤の所定量を添加する。
- (2) 500rpm で 30 秒間攪拌を行い、生成したフロックを観察する。
- (3) 評価：フロック径、強度、粘性、均一性。

2 ヌッヂエ試験

- (1) 凝集試験で得た凝集汚泥をろ布（杉綾）をセットしたブフナー上へ注ぎ、重力ろ過を行う。
- (2) 一定時間経過ごとのろ液量を測定する。
- (3) 評価：ろ液の清澄性。

3 簡易脱水試験

- (1) 凝集試験で得た凝集汚泥を資料として、遠心ろ過 4,000rpm × 60 秒 + 圧搾 60 秒にて簡易脱水する。
- (2) 評価：ケーキ含水率、ろ液の清澄性、SS 回収率。

物性試験の項目・内容及び、測定方法

| 項目 | 内容 | 測定方法 |
|-------|-------------------------|---|
| 主成分 | | IRスペクトル分析 |
| カチオン度 | 2.0meq/g～3.5meq/g | コロイド滴定法 下水試験方法第2編第4章 第14節 付2.3.1による |
| 水分 | 8%以下 | 乾燥重量法 (105%, 90分) |
| 灰分 | 1%以下 | 強熱減量法 (600°C, 60分) |
| 溶解速度 | 5g/1,000mL 60分以内 | 純粹分散法 |
| 形状 | 顆粒状 100メッシュ以下の量が5%以下 | 標準ふるいによる方法 |
| 安息角 | 50度以下 | 落下法 |
| 溶解粘度 | 高カチオン 40～80mPa・s | 0.3%水溶液 (B型粘度計, 60rpm) (5%塩水) |

注：主成分及び、カチオン度は、製品仕様で公表されていない場合、未記入でも可とする。

試験分析表

(仙台市建設局南蒲生浄化センター 遠心脱水機用高分子凝集剤 平成31年度分)

| | |
|----------|----------|
| 品名(試料名) | |
| 製造業者・工場名 | |
| 製造年月日 | 平成 年 月 日 |
| 試験分析年月日 | 平成 年 月 日 |

分析成分

| 成分項目 | 品質基準 | 分析結果 |
|-----------|-----------------------------|---------------------|
| 主成分 | IRスペクトル分析 | |
| カチオン度 | 2.0~3.5meq/g | meq/g |
| 水分 | 8%以下 乾燥重量法(105%, 90分) | %以下 |
| 灰分 | 1%以下 強熱減量法(600°C, 60分) | %以下 |
| 溶解速度 | 純水分散法 5g/1,000mL/60min | 純水分散法 g/ mL/ min |
| 形状 | 顆粒状 100メッシュ以下の量が 5%以下 | メッシュ以下の量が %以下 |
| 安息角 | 50度以下 | 度以下 |
| 溶解粘度(塩粘度) | 40~80mPa·s | mPa·s |

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

仙台市長様

住所

会社名

代表者名

上記について確認致しました。 平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部南蒲生浄化センター

確認者

印



図1 高分子凝集剤コンテナ外観（設置状態）



図2 高分子凝集剤コンテナ外観

高分子凝集剤コンテナ仕様

日本アルミ製 WT-20A

アルミニウム製 幅 1,490mm × 奥行 1,490mm × 高さ 2,100mm

容積 2 m³, 空重量 300kg